

令和7年1月27日

イムス三芳総合病院

### 初診時における選定療養費改定のお知らせ

当院では、初診時に紹介状（診療情報提供書）を持参せずに受診した場合、診療費とは別に選定療養費をご負担いただいておりますが、令和7年2月1日より下記の通り変更させていただきます。

#### <初診時選定療養費とは>

国が進めている病院と診療所の機能分担の推進を図るために定められた制度で、他の医療機関等からの紹介状（診療情報提供書）なしに200床以上の病院において初診で受診した場合、初診料の他に各病院が定めた金額を徴収できるというものです。

記

#### <初診時選定療養費>

令和7年2月1日（土）より

3,300円（税込） → 5,500円（税込）

# 初診時選定療養費について

初診時に紹介状（診療情報提供書）を持参せずに受診した場合

診療費とは別に 5,500 円（税込）

を負担していただきます。

## ＜初診時選定療養費とは＞

国が進めている病院と診療所の機能分担の推進を図るために定められた制度で、他の医療機関等からの紹介状（診療情報提供書）なしに 200 床以上の病院において初診で受診した場合、初診料の他に各病院が定めた金額を徴収できるというものです。

## 【除外となる患者様】

- ・ 紹介状（診療情報提供書）を持参された方
- ・ 救急車などで来院され緊急な診療（急患診療）の方
- ・ 生活保護法の医療扶助対象の方
- ・ 各種公費負担医療制度の受給対象の方

当院では、地域の医療機関と協力して、地域医療の向上に努めております。「紹介状（診療情報提供書）」のない方の診療も受け入れておりますが、出来るだけ「紹介状（診療情報提供書）」をご持参いただきますようお願いいたします。